

「ペルー共和国における発掘調査：調査許可・遺物の持ち出しをめぐって」

坂井正人（山形大学人文学部）

○調査申請と許可：1999年以前

- ・申請書の審査
 - ①ペルー文化庁（考古学委員会）
 - ②教育省
 - ③大統領

○調査申請と許可：2000年以降

- ・申請書の審査：ペルー文化庁（考古学委員会）
- ・ペルー人考古学者との共同調査が必要になった。

○調査申請資格：考古学者登録

・考古学・文化人類学の修士号もしくは **Licenciado**（考古学者ライセンス）を持って
いれば、ペルー文化庁に考古学者として登録できた（2000年時点）。

○調査申請資格：ペルー考古学協会会員

- ・2003年より導入（～2006年）
- ・考古学講座をもつペルーの大学より **Licenciado**（考古学者ライセンス）を取得しな
なければならない。
- ・外国人が **Licenciado** を取得するためには、ペルーの大学で単位認定・論文提出・試
験などが必要であった。

○発掘の査察

- ・ペルー文化庁もしくは支局の担当官が、発掘調査の査察を実施する。

○発掘遺物の提出

- ・発掘遺物は、すべてペルー文化庁に提出しなければならない。
- ・発掘遺物をペルー文化庁もしくは支局に提出する際に、担当官による査察をうける。

○調査報告書

- ・発掘調査が終了後、報告書を文化庁（リマ本局）に提出する必要がある。

○遺物の持ち出し

- ・持ち出す遺物（年代測定用のカーボンなど）のリストを作成・提出する。

○その他

- ・治安状況
- ・健康管理と病院事情（首都リマと地方）